

償却資産（固定資産税）申告の手引き

宮古島市

平素より市税行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土地・家屋と同様、事業用の資産にも償却資産として固定資産税が課税されます。

宮古島市内で事業を営み事業の用に供することができる資産をお持ちの方、または宮古島市内に事業用として貸付けている資産をお持ちの方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年1月1日現在所有している資産を申告していただくことになっております。

申告書提出期限

1月31日（土日にあたる場合は翌月曜日）

提出書類

- ① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）第 26 号様式
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）第 26 号様式別表1
- ③ 種類別明細書（減少資産用）第 26 号様式別表2

※ 申告書を郵送される方で、申告の控え（受付印を押印したもの）が必要な場合は、返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封して下さい。

◇申告書の提出先・お問い合わせ先◇

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

宮古島市役所 総務部 税務課

資産税係（償却資産担当）

TEL:0980-72-3751

FAX:0980-72-6874



I. 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

毎年1月1日現在、本市において事業を営んでいる個人または法人の方で、償却資産を所有されている方は申告する必要があります。(リース資産等を設置している場合も含まれます。)

2. 申告期間

1月1日現在所有している償却資産について、1月31日(土日にあたる場合は翌月曜日)までに申告書をご提出ください。

なお、締切間近になると窓口の混雑が予想されますので、早めの申告にご協力をお願いします。

3. 提出する書類

(1) 償却資産申告書(第26号様式)

※平成28年1月1日以降に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバーの記載欄が追加されています。記入漏れがないようお願いいたします。

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)(第26号様式別表1)

(3) 種類別明細書(減少資産用)(第26号様式別表2)

※上記様式は、宮古島市ホームページからもPDF形式でダウンロードできます。

(<https://www.city.miyakojima.lg.jp/kurashi/zeikin/koteishisan/shoukyaku.html>)

4. 提出の仕方

(1) 初めて申告する場合

全資産を申告してください。

(2) 前年度までに申告があり、前年中に資産の増減がある場合

増加、減少した資産を申告してください。

(3) 前年度までに申告があり、前年中に資産の増減がない場合

前年度申告した資産に増減がない場合は、償却資産申告書のみの提出となりますが、「備考」欄に『増減なし』と記載してください。

(4) 廃業、解散等により市内に資産がない場合

廃業・解散・市外移転・該当資産がない場合にも申告は必要です。申告書の「備考」欄にその事由及び時期を記載し、提出してください。提出されない場合、未申告として扱われることもありますのでご注意ください。

5. 申告の方法について

申告書は、提出用と控用の2部をご準備下さい。感圧複写式の様式でご記入の場合は、1枚目が提出用、2枚目が控用になります。なお、未使用の申告書につきましては、資源削減のため、ご返送の協力をお願いします。

郵送で提出される方で控用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(1) 企業の電算処理により申告される場合

電算申告していただく場合は、全国的に統一された様式にあわせて申告書・種類別明細書と

もに1月1日現在の資産ごとの評価額、課税標準額等を記載して申告してください。用紙はA4サイズでお願いします。

また、種類別明細書については全資産を種類別ごとに区分し、償却資産申告書にある合計額と一致するようにしてください。

(2) 電子申告される場合

eLtaxを利用した固定資産税(償却資産)の電子申告が可能となっております。ご利用に関しては、eLtaxホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

6. 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条に基づく宮古島市税条例第 75 条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第 385 条の規定により罰金を科せられることがあります。

7. 実地調査等のお願い

地方税法第 354 条の 2 に基づき、税務署が保有する国税資料の閲覧等を行っています。閲覧の結果、実地調査を行うことや、申告内容について参考資料(固定資産台帳)の提出をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。

なお、調査に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年に応じて遡及して課税することになりますので、あらかじめご承知ください。

8. 番号法に定める本人確認の実施

個人番号記載の申告書のご提出の際には、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施します。法人番号記載の申告書ご提出の際には本人確認は不要です。

(1) 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し(個人番号付き)」等
身元確認資料	①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等(①が困難な場合、②でも可) ②「宮古島市から送付された氏名・住所等が印字済の償却資産申告書」等

(2) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票(個人番号付き)の写し」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証(代理人が法人の場合)」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

II. 償却資産とは

1. 償却資産とは

固定資産税の一つです。土地及び家屋以外に事業のために用いることができる資産で、会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等が対象となります。なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2. 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例です。

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示	
1	構築物	構築物	駐車場の舗装、広告塔、門、塀、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事など
		建物附属設備	変電設備、内装、内部造作、据付式厨房設備、自家発電設備など
2	機械及び装置	電気機械、建設機械、工作機械、印刷機械、電動機、起重機、土木建設機械(道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号「0、00～09及び000～099」の車両))、ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械、その他の各種業務用機械及び装置など	
3	船舶	遊覧船、はしけ、ボート、貨客船、漁船、作業船、水中翼船など	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
5	車両及び運搬具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「9、90～99及び900～999」の車両)、各種運搬具など (自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等は除きます。)	
6	工具、器具及び備品	パソコン、医療機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、広告看板、レジスター、陳列ケース、テレビ、エアコン、厨房機器及び用品、冷凍、冷蔵庫、机、椅子、応接セット、放送機器、自動販売機、ガス沸騰機等ガス器具など	

3. 申告の対象となる資産、対象とならない資産

(1) 申告の対象となる資産

- ① 償却済となった資産(耐用年数が経過した資産)でも、現に事業の用に供している資産
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ③ 遊休または未稼働の資産(一時的に休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産)
- ④ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。)
- ⑤ 福利厚生のに供するもの(社宅、宿舍、寮等の器具備品、構築物等)
- ⑥ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの

(2) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産(特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等)
- ③ 繰延資金(開業費等)
- ④ 棚卸資産(貯蔵品、商品等)
- ⑤ 書画、骨とう(ただし、複製品等で装飾的な目的で使用しているものは申告の対象)
- ⑥ 生物(ただし、観賞用、興行用等に使用する場合は申告の対象)

4. 業種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると次のようになります。

業種	対象となる主な償却資産の内容
事務所等	エアコン(6)、椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、テレビ(5)、キャビネット(15)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN 配線(10)、コピー機(5)、金庫(20)、タイムレコーダー(5)、その他
飲食業	看板(10)、食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、レジスター(5)、カラオケ機器(5)、冷蔵庫(6)、その他
理容・美容業	理容・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、レジスター(5)、サインポール(3)、エアコン(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、レジスター(5)、エアコン(6)、その他
小売業	冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6～8)、レジスター(5)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、エアコン(6)、看板(10)、ネオンサイン(3)、その他
食肉鮮魚販売業	冷凍庫(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、冷蔵庫(6)、陳列ケース(6～8)、電子秤(5)、レジスター(5)、エアコン(6)、その他
自動車修理業	旋盤(15)、プレス(15)、圧縮機(15)、測定工具(5)、検査工具(5)、舗装路面(10～15)、塗装ブース(15)、その他
金属加工業	受・変電設備(15)、舗装路面(10～15)、旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(10)、測定・検査工具(5)、その他
開業医	レントゲン機器(15)、調剤機器(5)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌機器(4)、手術機器(5)、歯科診療用ユニット(7)、その他
不動産貸付業	舗装路面(10～15)、立体駐車場のターンテーブル及び機械部分(10)、緑化施設(20)、太陽光発電設備(17)、その他
娯楽業	パチンコ台(2)、パチスロ台(3)、玉計数機(5)、カラオケ機器(5)、スクリーン設備(6)、その他

()内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

5. 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取付けられています。固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

- (1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合 → 家屋の所有者が申告
独立した機器として性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されているもの等については、償却資産として取扱います。
- (2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合 → 賃借人(テナント)等が申告
賃借人(テナント)等が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。
- (3) 償却資産となる家屋の設備

設備区分	償却資産として取り扱うもの
電力設備	変電設備、予備電源設備、工業用動力配線等
照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光機、水銀灯等
中央監視装置	設備一式(配線を含む)
電話設備	交換機・電話機等の機器
インターホーン設備	マイクロホン、拡声器、交換機等
火災報知機設備	屋外のもの
電気と軽設備	時計本体、充電器、蓄電池、モーターサイレン等
冷暖房設備	ルームクーラー、パッケージエアコンディショナー、独立煙突及び煙道等
換気設備	扇風機、工業用送風装置等
給排水設備	井戸、独立高架水槽、屋外給排水設備等
給湯設備	湯沸かし器、局所式給湯設備一式
ガス設備	屋外供給本管、メーター、各種ガス器具
消火設備	ホース、ノズル、消火器、屋外の消火栓
運搬設備	ベルトコンベア、気送管設備の気送管
厨房設備	厨房用各種器具、ユニット式厨房設備
劇場用設備	移動性の舞台設備、スクリーン、映写設備
銀行等の設備	貸金庫設備、移動性の営業台、スクリーン格子、ガラス仕切り
店舗内装設備	商品小売業等のショーウインド、陳列棚、壁面飾り棚(ボルトで床や天井に固定する程度のもの)
ガソリンスタンド	キャノピー(事務所等から分離独立しているもの)、地下油槽
屋外駐車場設備	舗装路面、雨よけ(周壁がなく独立しているもの)、フェンス
その他	看板、広告塔、門、塀、庭園、人工芝、防火壁、日よけ等

6. 太陽光発電設備について

家屋または土地に設置した太陽光発電設備は、償却資産の課税対象です。

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根等に、経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産として課税の対象外です。
個人 (事業用)	個人の方であっても、事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

7. 国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(減価償却)の取扱い
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度
減価(償却)の方法	定率法のみ(法人税法等の旧定率法で用いる償却率と同じです)	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(※1)	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却(※2) (所得税・法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度(※3)	取得価額の100分の5	1円(備忘価格)
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する)	原則として区分評価
中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例(租税特別措置法)(※4)	認められません	認められます
リース資産(所有権移転外ファイナンスリース取引)(※5)	所有者(賃貸人)に課税	貸借人の資産として減価償却処理

※1 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

※2 法人税法施行令第60条の規定による増加償却又は旧法人税法施行令第60条の2の規定による陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上、控除額の加算を行うことができます。この場合、届出書等が必要となりますので、申告の際に添付してください。

※3 平成19年度税制改正により、国税においては残存価額が廃止され、1円まで償却できるようになりましたが、固定資産税(償却資産)における減価償却の方法には変更ありません。

※4 租税特別措置法第28条の2、第67条の5等の規定に基づく中小企業者の少額資産特例は、あくまでも法人税法又は所得税法の特例であり、地方税法に依拠する固定資産税には適用

がありません。したがって、この特例の対象となっている資産も償却資産に該当します。

※5 ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が、当該資産を申告する必要があります。

III. 税額の算出方法について

1. 評価額の算出方法

償却資産の評価は、申告していただいた償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、毎年資産1品ごとに1月1日(賦課期日)現在の評価額(課税標準額)をそれぞれ算出し、全ての償却資産の評価額(課税標準額)の合計が決定価格となります。

(1) 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

(2) 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

- 取得価額:その資産の購入額は、取付工事費用や消費税(税込み経理の場合)などの付帯費まで含んだ合計額をいいます。(法人税・所得税の取扱いと同じです)
- 耐用年数:原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、第2、第5、及び第6による。
- 減価残存率:1年間使用した資産の評価を求めるもの。(前年取得の資産は半年使用したものとみなして計算します。)

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

< 計算例 >

取得価額 250,000 円、取得時期平成 31 年 5 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合
(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率 … 0.781)
(耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率 … 0.562)

令和 2 年度	=	250,000 円	×	0.781	=	195,250 円
令和 3 年度	=	195,250 円	×	0.562	=	109,730 円
令和 4 年度	=	109,730 円	×	0.562	=	61,668 円
令和 5 年度	=	61,668 円	×	0.562	=	34,657 円
令和 6 年度	=	34,657 円	×	0.562	=	19,477 円
令和 7 年度	=	19,477 円	×	0.562	=	10,946 円 < 12,500 円

※令和 7 年度で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、以降の年度は 12,500 円で評価されます。

2. 税額

税率は、課税標準額の1.4%です。年税額は下記により求めます。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{税額} \\ (100 \text{ 円未満切り捨て)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ (1,000 \text{ 円未満切り捨て)} \end{array}} \times \boxed{\text{税率}(1.4\%)}$$

※課税標準額は資産の評価額の合計です。

3. 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。(申告は必要です。)

4. 納期

年税額を5月、7月、12月、翌年2月の4回に分けて納めていただきます。

<減価残存率表>

耐用年数	減価残存率		減価率	耐用年数	減価残存率		減価率	耐用年数	減価残存率		減価率
	前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得	
1				21	0.948	0.896	0.104	41	0.972	0.945	0.055
2	0.658	0.316	0.684	22	0.950	0.901	0.099	42	0.973	0.947	0.053
3	0.732	0.464	0.536	23	0.952	0.905	0.095	43	0.974	0.948	0.052
4	0.781	0.562	0.438	24	0.954	0.908	0.092	44	0.974	0.949	0.051
5	0.815	0.631	0.369	25	0.956	0.912	0.088	45	0.975	0.950	0.050
6	0.840	0.681	0.319	26	0.957	0.915	0.085	46	0.975	0.951	0.049
7	0.860	0.720	0.280	27	0.959	0.918	0.082	47	0.976	0.952	0.048
8	0.875	0.750	0.250	28	0.960	0.921	0.079	48	0.976	0.953	0.047
9	0.887	0.774	0.226	29	0.962	0.924	0.076	49	0.977	0.954	0.046
10	0.897	0.794	0.206	30	0.963	0.926	0.074	50	0.977	0.955	0.045
11	0.905	0.811	0.189	31	0.964	0.928	0.072	51	0.978	0.956	0.044
12	0.912	0.825	0.175	32	0.965	0.931	0.069	52	0.978	0.957	0.043
13	0.919	0.838	0.162	33	0.966	0.933	0.067	53	0.978	0.957	0.043
14	0.924	0.848	0.152	34	0.967	0.934	0.066	54	0.979	0.958	0.042
15	0.929	0.858	0.142	35	0.968	0.936	0.064	55	0.979	0.959	0.041
16	0.933	0.866	0.134	36	0.969	0.938	0.062	56	0.980	0.960	0.040
17	0.936	0.873	0.127	37	0.970	0.940	0.060	57	0.980	0.960	0.040
18	0.940	0.880	0.120	38	0.970	0.941	0.059	58	0.980	0.961	0.039
19	0.943	0.886	0.114	39	0.971	0.943	0.057	59	0.981	0.962	0.038
20	0.945	0.891	0.109	40	0.972	0.944	0.056	60	0.981	0.962	0.038

令和 年 月 日
 受付印
 宮古島市長 様

令和 年度
 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者コード
 1234567

第二十六号様式(提出用)

1 住所 (ふりがな)
 906-0000
 宮古島市〇〇字〇〇999番地
 (電話 12-3456)

2 氏名 (ふりがな)
 〇〇株式会社
 代表取締役 宮古島 太郎
 (屋号)

3 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5

4 事業種目 (資本等の金額)
 アルミサッシ加工業
 (3 百万円)

5 事業開始年月
 昭和52年3月

6 この申告に回答する者の係及び氏名
 係 担当者氏名
 本社経理係 宮古島 花子
 (電話 12-3456)

7 税理士等の氏名
 宮古島 次郎
 (電話 21-6543)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有・無

資産の種類	取得価額				減価償却額				許((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
	前年取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に取得したもの(ニ)	前年取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に取得したもの(ニ)	
1 構築物	70,000,000		22,000,000	92,000,000					
2 機械及び装置	8,100,000	3,236,400	3,000,000	7,863,600					
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品	870,000	105,000	300,000	1,065,000					
7 合計	15,970,000	3,341,400	5,500,000	18,128,600					

※この欄も記入して下さい

15 宮古島内における事業所等資産の所在地
 ① 宮古島市 〇〇1-2-3 (電話 11-2222)
 ② 宮古島市 〇〇124番地 (電話 22-1111)
 ③ (電話)

16 借用資産 (有・無)
 貸主の住所・名称等
 宮古島市〇〇321番地
 〇〇リース株式会社
 資産の所在地: 〇〇市〇〇1-2-3

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家

資産の種類	評価額				※ 決定価格				※ 課税標準額			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物												
2 機械及び装置												
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品												
7 合計												

18 備考(添付書類等)
 課税標準の特例...地方税法第349条の3第1項に係る資産があります。

償却資産申告書の書き方

- 所有者コード
 印字されていない場合は、宮古島市で付番されたものをご記入ください。新規で申告される場合は、空欄で結構です。
- 1 住所
 個人については住民登録地、法人の場合は経理事業所の所在地を記載してください。
- 2 氏名(名称)
 屋号がありましたら、ご記入ください。
- 4 事業種目
 具体的な事業内容を記入してください。
- 5 事業開始年月
 宮古島市内で事業を開始した年月を記入してください。
- 6 この申告に対応する者の係及び氏名
 この申告の内容等について確認を要する場合がありますので、もれなくご記入ください。
- 7 税理士等の氏名
 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。
- 8 短縮耐用年数の承認
 ~ 14 青色申告
 該当するほうを○で囲んでください。
- 15 資産の所在地
 宮古島市内の事業所等、資産の所在地を記入してください。
- 16 借用資産
 「有」の場合は、貸主の住所、名称等及び資産の所在地を記入してください。
- 17 事業所用家屋の所有区分
 該当するほうを○で囲んでください。
- 18 備考
 昨年の申告以降、資産の異動がない場合は、「資産の増減なし」と記入してください。廃業の場合は、個人、法人ともに廃業の申告が必要です。廃業の年月日を記入してください。また、個人の場合は税務署への廃業届の写し等を、法人の場合は定款又は登記簿謄本履歴事項証明書等の写しを添付してください。

↑
 (イ)~(ニ)までは、資産を種類別に区分して記入してください。
 (ホ)~(ト)は、記入の必要はありません。ただし、企業電算処理により全資産申告を行う場合は記載が必要です。もれなくご記入ください。

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

令和 年度

※	所有者コード	※
	1234567	

所有者名	1 枚のうち
〇〇株式会社	1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額		(ロ) 耐用年数	(ハ) 減価残存率	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月	十億	百万			千	円			
01	1		コンクリートブロック塀工事	1	27	8		2	200	000	15	0.			1	2
02	2		アルミ裁断加工機	1	27	4		3	000	000	8	0.			1	2
03	6		クーラー	1	27	10		3	00	000	6	0.			3	4
04											0.				1	2
05											0.				3	4
06											0.				1	2
07											0.				3	4
08											0.				1	2
09											0.				3	4
10											0.				1	2
11											0.				3	4
12											0.				1	2
13											0.				3	4
14											0.				1	2
15											0.				3	4
小計								5	500	000						

- ・構築物：1
- ・機械及び装置：2
- ・船舶：3
- ・航空機：4
- ・車両・運搬具：5
- ・工具器具備品：6

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入、4 その他のいずれかに○印をつけてください。
「取得年月」欄の「年号」で、3は昭和、4は平成、5は令和です。

第二十六号様式別表一 (提出用) 注意 ※印の欄は記入しなくても構いません。

増加資産・全資産用の書き方

所有者コード
印字されていない場合は、宮古島市で付番されたものをご記入ください。新規で申告される場合は、空欄で結構です。

資産の種類
手引き3ページ、11の2の項目を参考にその種類の数字を記入してください。

資産コード
宮古島市の電算処理で付番しますので、記入しないでください。

資産の名称等
漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字、数字等でご記入ください。

数量
資産の数量を記入してください。

取得年月
資産の取得年月をご記入ください。

取得価額
資産の取得価額を記入。ただし、圧縮記帳については、償却資産の評価では認められていないので、実際の取得価額をご記入ください。

耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げられている耐用年数を記入してください。不明の場合は、担当までお問い合わせください。

減価残存率・価額・課税標準の特例・課税標準額
記入の必要はありません。ただし、企業電算処理により全資産申告を行う場合は記載が必要です。課税標準の特例がある場合は、その率を価額に乗じたものを課税標準額とし、「摘要」欄に適用条項を記入してください。

摘要
移動による受入の場合の説明や課税標準の特例の場合の適用条項等をご記入ください。

種類別明細書（減少資産用）

令和 年度

※ 所有者コード ※
1234567

所有者名	1 枚のうち
〇〇株式会社	1 枚目

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額				耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要			
					年号	年	月	十億	百万	千	円			1売却 3移動	2減失 4その他		1全部 2一部		
01	2	12345670006	センバン	1	3	62	3	1	536	400			1	2	3	4	1	2	
02	2	12345670017	断裁機	1	4	22	4	1	700	000			1	2	3	4	1	2	H29.08島外支店へ移転
03	6	12345670021	パソコン	1	4	12	5	1	05	000			1	2	3	4	1	2	取得価額315,000円(数量3)のうち 1台分105,000円(数量1)の減少
04																			
05																			
06																			
07																			
08																			
09																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
				小計	3			3	341	400									

- ・構築物：1
- ・機械及び装置：2
- ・船舶：3
- ・航空機：4
- ・車両・運搬具：5
- ・工具器具備品：6

(注) 「取得年月」欄の「年号」で、3は昭和、4は平成、5は令和です。

減少した分部に係る数量及び取得価額を記入して下さい。

減少資産用の書き方

所有者コード

印字されていない場合は、宮古島市で付番されたものをご記入ください。新規で申告される場合は、空欄で結構です。

資産の種類・資産の名称等

減少した資産について、「種類別明細書」に記載されているものをそれぞれ記入してください。

抹消コード

減少した資産について、「種類別明細書」に記載されている「資産コード」を記入してください。

数量

減少した資産について、その減少分の数量を記入してください(もとの数量から減少分を差し引いた残りの分の数量ではない)。

取得年月

減少した資産の取得年月を記入してください(減少した年月ではない)。

取得価額

全部減少の場合は、当該資産全体の取得価額を記入してください。一部減少の場合は、当該資産の減少分に相当する取得価額を記入してください(もとの取得価額から減少分を差し引いた残りの分の取得価額ではない)。

申告年度

減少した資産を初めて申告した年度を記入してください。不明の場合は、空欄で結構です。

減少の事由

該当するものを○で囲んでください。「4 その他」の場合は、資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数の修正、省令改正による耐用年数の変更等、その具体的な内容を「摘要」欄に記載してください。

減少の区分

該当するものを○で囲んでください。「2 一部」の場合は、左の例のように内訳を具体的に記載してください。

摘要

市外への移転の場合の説明等必要に応じてご記入ください。

第二十六号様式別表二(提出用)